

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示案に関する意見募集に対して寄せられた御意見について

令和 8 年 6 月 22 日
厚生労働省老健局介護保険計画課

介護保険法第五十一条の三第二項第一号及び第六十一条の三第二項第一号に規定する食費の負担限度額等の一部を改正する告示案に関する意見募集に対して寄せられた御意見について、令和8年4月22日から令和8年5月21日まで御意見を募集したところ、4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について以下のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
政権の無策・失策による物価高騰が続いているのに、反対に 利用者負担を増やすとは 一体どういうことか？ 政府の補助を増やして、施設の収入を増やし、一方で利用者負担を下げるべきだろう。人の命を殺めるミサイルや軍隊作りに精を出すより、人の命を救う政策をしたらどうだ。	今回の改正案は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条に規定する老齢基礎年金（満額）を念頭に、前年の公的年金等収入金額と合計所得金額との合計額が80万9,000円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和7年の老齢基礎年金（満額）が80万9,000円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うためのものです。引き続き、適切に対応してまいります。
提示された一連の改正案に対し、全面的に賛成いたします。 私は自閉症の当事者として、将来の雇用継続や経済的自立に対して常に切実な不安を抱えています。 私が望むのは、欧州諸国のような、医療、介護、保育、教育、そして住宅といった「生存に不可欠なサービス」が、所得の多寡に関わらず公的に保障される社会（ベーシックサービスの実現）です。 今回の一連の改正案は、そのような「誰もが安心して生活の余裕を持てる社	ご意見として承ります。

会」の基盤を維持・強化するものであり、以下の観点から極めて重要であると考えます。 実効性のあるセーフティネットの維持（介護・手当関連） 年金支給額の増額や税制改正といった社会情勢の変化に合わせ、速やかに所得制限の基準を見直すことは、支援を必要とする人々が制度の谷間に落ちるのを防ぐ不可欠な措置です。現金給付の多少にかかわらず、介護や福祉といった「必要不可欠なサービスへのアクセス」が継続的に保障されることは、当事者にとって何よりの心理的インフラとなります。 公正な資源配分の確保（生協法関連） 「密接な関係を有する者」への利益供与を厳格に制限することは、限られた社会保障資源が不正に流出することを防ぎ、真に支援を必要とする層へ還元するための適切な環境整備であると評価します。 「生活の余裕」と尊厳の保障 私のような特性を持つ者にとって、「失敗しても生活基盤（食費や居住費）が脅かされない」という確信こそが、社会参加への意欲や精神的な余裕を生みます。本改正案を通じて、所得のわずかな変動で生活が困窮する「綱渡り」の状態が解消されることは、人間としての尊厳を保ち、生活に余裕を持って暮らせる社会への大切な一歩であると確信しています。 以上の通り、社会の変化に柔軟に対応し、当事者の視点に立った今回の制度改正を強く支持いたします。今後も、必要なサービスが必要な人に確実に届く、より強固な保障制度の構築を期待いたします。	
軽微な改正、特に問題ないかと。	ご意見として承ります。
生活困窮層・高齢者世帯における可処分所得の防衛と、補足給付の基準引き下げ（実質的な負担増）に対する断固たる反対	今回の改正案は、国民年金法（昭和34年法律第141号）第27条に規定する老齢基礎年金（満額）を念頭に、前年の公的年金等

介護保険施設等における食費の負担限度額（補足給付）の改定案に対し、誠実に日々の生活を営む高齢者世帯やそのケアを担う家族の生活基盤を直撃する「事実上の切り捨て」であるとして、強い懸念を表明し、反対する。

1. 「大手の言い訳」を追認する価格転嫁・負担増の拒否

物価高騰や光熱費の上昇を理由に、施設側や制度維持の都合（言い訳）ばかりを優先し、利用者の負担限度額をなし崩し的に引き上げる（あるいは給付基準を厳格化する）構造は本末転倒である。介護保険制度は国民生活を支える究極の「セーフティネット（公共インフラ）」であるべきだ。生活必需品である食費や居住費の負担増は、限られた可処分所得の中でやりくりしている世帯の生存権を直接脅かすものであり、公共の定義と著しく矛盾している。

2. 資産・所得捕捉における不透明な運用の排除

限度額認定における預貯金等の資産基準の算定において、行政側の都合による「総合的判断」やブラックボックス化された審査プロセスを排し、基準の完全な可視化と透明性を求める。真面目に働き、将来に備えて地道に蓄えてきたわずかな原資を理由に給付対象から排除するような「正直者が馬鹿を見る」仕組みであってはならない。

3. デジタル管理（マイナンバー等）の強制による資産紐付けへの警戒

本制度の運用において、マイナンバーカードの取得や一元的な資産情報の紐付けを実質的な前提条件（義務化）とするような運用の拡大には断固反対する。情報漏洩という終わりのない「イタチごっこ」のリスクを抱えるデジタル管理体制への慎重な姿勢を無視し、利便性を人質に取った形で生活者のプライバシーを国が一元管理する仕

収入金額と合計所得金額との合計額が80万9,000円以下であることが基準の一部として設けられているところ、令和7年の老齢基礎年金（満額）が80万9,000円を超えることを踏まえ、低所得者の自己負担に影響が出ないように、必要な改正を行うためのものです。引き続き、適切に対応してまいります。

組みを介護給付の要件に絡めるべきではない。カードの有無や手続の選択（従来の手続き方法）にかかわらず、いかなる生活者も公平に適正な支援を受けられる選択の自由を完全担保せよ。	
--	--